

<以下、仮訳ですので、ご使用にあたっては原文をご参照してください>

新規化学物質及び既存化学物質資料登録弁法 修正概要

“新化学物質及び既存化学物質資料登録弁法”（以下、“本弁法”と略称）は、中華民国 103 年（西暦 2014 年）12 月 11 日から施行され、中華民国 108 年（西暦 2019 年）3 月 11 日に改正された。

中華民国 108 年（西暦 2019 年）1 月 16 日に改正・公布された“毒性及懸念化学物質管理法（以下、“本法”と略称）の規定に基づき、年次届出や既存化学物質の標準登録等の規定実務運用を徹底的に見直し、且つ利害関係者の意見を収集した後、実際のニーズ及び特殊伝染性肺炎の大流行の影響等の状況に対応して、“本弁法”を改正した。改正の要点は以下の通り。

1. 根拠となる法律名称とその条項を改正した。（改正条文第 1 条、第 2 条、第 22 条）
2. 労働安全衛生法で規定されている管理化学物質、及び“本法”で規定している懸念される化学物質を、“本弁法”の物質又は物品として適用しない。（改正条文第 4 条）
3. 各附表内容の重複を減らし、“本弁法”の各附表を整理、改正した。（改正条文第 6 条、第 16 条）
4. 各登録類別の登録承認及び資料秘密保持有効期間を 5 年に統一した； また、新化学物質を既存化学物質に編入する前後に於ける資料の秘密保持有効期間の合計を 15 年以下にすると明確に規定した。（改正条文第 12 条、第 21 条）
5. 既存化学物質の標準登録完了期限を 5 年に改正した； また、使用場所限定中間体は既存化学物質標準登録の申請を免除できるという規定を追加した。（改正条文第 16 条）
6. 既存化学物質標準登録の中で登録者及び物質情報項目が完了し、審査を通過した後に完了コードが発行され、登録者は指定期限内に残りの登録資料項目を完了する。（改正条文第 18 条）
7. 報告資料を補足するよう登録者に通知する規定を追加した。（改正条文第 24 条）
8. 登録者は、参照用資料を保管する必要はなく、現行の第 32 条の規定を削除した。

以上